

議案第 65 号

盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び盛岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正に伴う規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正

- ・ 時間外勤務の制限（免除）の新設

(2) 盛岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

- ・ 育児休業等を行うことができる職員の改正
- ・ 「産後パパ育休」の新設
- ・ 再度育児休業等を行うことができる特別の事情の改正

3 施行期日

平成22年6月30日